

平成30年（ワ）第3194号 安保法制法違憲国家賠償請求事件

原告 植村和子, 下澤悦夫, 寺田誠知 外140名

被告 国

平成30年（ワ）第3796号 安保法制法違憲国家賠償請求事件

原告 秋田正美 外77名

被告 国

## 原告ら準備書面（2）

### （被害論その1）

2019年2月8日

名古屋地方裁判所 民事第4部合議係御中

原告ら訴訟代理人弁護士	大	脇	雅	子
同	青	山	邦	夫
同	内	河	惠	一
同	松	本	篤	周
				外36名

## 内容

第1 はじめに .....	3
第2 原告らの被害 .....	4
1 先の太平洋戦争により被害を受けた原告ら .....	4
(1) 戦争により被害を受けた原告らに共通する被害 .....	4
(2) 先の太平洋戦争中の各地の空襲を受けた者及びその家族である原告らの被害の実情 .....	7

原告神なぎさ（番号 59）、原告高橋信（番号 70）、原告見崎徳弘（番号 123）、 原告諸岡聡美（番号 211）	
(3) シベリアに抑留されて被害を受けた者の家族である原告らの被害の実情 .....	10
原告伊藤耕二（番号 16）、原告尾崎久美子（番号 158）	
2 戦争では真っ先に攻撃される基地の周辺住民である原告ら .....	12
(1) 現に米軍基地や自衛隊基地の周辺に居住している原告らに共通する被害 .....	12
(2) 基地周辺の住民である原告らの被害の実情.....	12
原告寺田誠知（番号 81）、原告矢野創（番号 213）	
3 戦争において最初に動員される公共機関の労働者である原告ら .....	14
(1) 公共機関の労働者である原告らに共通する被害 .....	14
(2) 元自衛官である原告の被害の実情 .....	15
原告水上学（番号 124）	
(3) 鉄道労働者である原告の被害の実情.....	16
原告佐伯昭二（番号 51）	
(4) 医師、看護師その他医療従事者である原告らの被害の実情.....	17
原告中澤和子（番号 85）、原告村田恵子（番号 209）	
4 戦争において様々な被害を受ける原告ら.....	19
(1) 戦争において様々な被害を受けるであろうことの現実性.....	19
(2) 子どもや孫を持つ母親や家族である原告らの被害の実情.....	20
原告中村あけみ（番号 89）、原告三品小夜子（番号 207）、原告渡邊優子（番 号 220）	
(3) 心身障害者とその関係者である原告らの被害の実情.....	23
原告植田淑子（番号 20）、原告梅尾朱美（番号 22）、原告松浦健一（番号 199）	

(4) 生活・福祉が害される原告の被害の実情 .....	27
原告林秀治（番号 104）	
5 信念や生き方を害された原告ら.....	27
(1) 信念や生き方を害された原告らに共通する被害 .....	27
(2) 学者・研究者である原告の被害の実情 .....	28
原告益川敏英（番号 119）	
(3) 教育者である原告の被害の実情 .....	29
原告後藤陽司（番号 169）	
(4) 宗教者である原告らの被害の実情 .....	30
原告石川勇吉（番号 11）、原告下澤悦夫（番号 58）、原告相馬伸郎（番号 67）、原告猪瀬俊雄（番号 151）	
(5) 平和を希求する原告らの被害の実情.....	36
原告足立公司（番号 3）、原告加藤結姫（番号 36）、原告鷹巢辰也（番号 69）	
(6) 平和運動に携わる原告らの被害の実情 .....	39
原告平山良平（番号 110）、原告藤井克彦（番号 111）、原告保田泉（番号 135）、原告関久一（番号 181）、原告高田洋子（番号 182）	

## 第1 はじめに

本件において、原告らは新安保法制法の制定及び執行によって受けた平和的生存権及び人格権の侵害を訴えている。これに対し、被告は、「原告らの主張する平和的生存権又は人格権は、国賠法上保護された権利ないし法的利益と認められない」旨主張する。しかし、原告らの被害は、決して被告が主張するように「原告らが人格権の侵害の内容として述べるところは、結局のところ、我が国が戦争やテロ行為の当事者になれば、国民が何らかの犠牲を強いられたり危険にさらさ

れるのではないかといった漠然とした不安感を抱いたという域を超えるものではない」などというものではない。

新安保法制法の制定は、多くの市民・国民の権利・利益を侵害し、具体的に大きな被害を与えた。多くの市民・国民が、現行憲法のもとで少なくとも戦争とは無縁に平和に生きることを保障されてきた日常は、新安保法制法により一挙に覆された。そのことにより、原告らは、平和的生存権及び人格権の侵害を受け、現実の苦痛にさらされ、それまでとは異なる人生を送らざるを得ないことになった。原告らの受けた被害は、これらの被侵害利益のそれぞれ一つのみに対するものではなく、複合的なものである。平和的生存権の侵害は人格権の侵害を必然的に伴っている。原告らには様々な人々が含まれており、年代も経験も様々である。その様々な人々が深刻な危険にさらされ、苦痛を受けている。原告らが、その置かれた立場や経験に応じて、法的に保障されてきた権利や利益を侵害されたことについて、本準備書面以下、今後数回に分け、被侵害利益に係る深刻な被害実態について述べる。

## 第2 原告らの被害

### 1 先の太平洋戦争により被害を受けた原告ら

#### (1) 戦争により被害を受けた原告らに共通する被害

ア 原告らのある者は、東京大空襲や各地の空襲により被害を受け、あるいはシベリアに抑留されるなど外地で過酷な捕虜生活を送らされた者達及びその家族達である。

イ 新安保法制法は、日本を戦争ができる国に作り変えるものである。このことによって、前記の原告らの心身に深く刻まれた過去の苦難は、いろいろな形でその心身を苦しめる。一つには、自己の心身に受けた苦痛に伴う心的なトラウマの再燃、あるいは増悪が起こることである。また、肉親を悲惨な苦しみの中で失った苦痛や寂しさ、家族を守れなかった苦悩、自分

だけが生き延びてしまった自責の念などその心の傷は今なお残り、生涯に渡って自分を責めさいなむ精神的苦痛を負っている。さらには、これらの原告の多くは、すべての財産を失ったり、焼け野原の中から立ち上がり、人生を生きなおす中で人に語れないような惨めで辛く、筆舌に尽くしがたい経験をたどってきた者達である。このように、原告らがかつて遭遇した重篤な戦争被害体験は、トラウマ（心的外傷）として体の中に記憶されている。

これらの原告らは、新安保法制法の制定により、再び戦争が起こるといふ不安がストレスになり、精神的な苦痛を受けている。しかも、一度トラウマを心に刻み込んだ人は、その後のより軽いストレス体験によっても大きな傷口を広げてしまう傾向があるといわれている。折しも、原告らは人生の晩年にある。戦争後の仕事や結婚、子育てなどの実生活体験の忙しさによって隠蔽されていたトラウマが、この実生活範囲の縮小によって表面化してくる時期にあたっている。新安保法制法の制定による戦争への不安は、かつてのトラウマを二重三重に増悪させ、大きな精神被害を与えている。

ウ これらの原告たちが、その過酷な人生を今日まで生き延びることができたのは、憲法が保障した平和の安堵感ゆえであり、平和な生活の再建により戦争被害から立ち直ることができるという昭和史の展望であった。

それは、たとえ貧しい生活であっても、戦争によって命と生活を奪われたり精神の自由を奪われたりするのではないという、人間にとって最も重要な権利・利益が保障され、新安保法制法の制定までは、不十分ではあっても、その保障が現実だったのである。また、大切な人や肉親らが犠牲になったことで負った原告らの苦痛は、その命と引き換えに平和憲法を残してくれたと考えることによって和らげられた。原告らにとっては亡くなった人たちの命は報われたという思いがあった。犬死にではないという慰め

がかりうじて原告らの70余年を支えてきたのである。

ところが、新安保法制法は、原告らの心の拠り所であったこれらをすべて否定した。原告らは、かつての生命と精神の危機に再び遭遇させられることに、恐れおののいているのである。

エ このように原告らの現状は、かつての戦争被害に遭ったところに味わった精神的な不安、苦悩、寂寞、後悔や自責の念が蘇り、不安に陥れられている。これは、まさに個人の身体や精神の健全さを害し、生活に関する平穩を害されているのであり、人格の本質に関わる権利（人格権）を侵害されているとしかいいようのない状態にある。

また、過去に戦争被害を受けた原告らにとっては、新安保法制法の制定が、過去の戦争被害を再体験させるおそれを感じさせることから、他の原告らにも増して平和な中で生存する権利に対する侵害の不安も大きい。以下の原告らの平和的生存権の侵害及び人格権の侵害は、著しく強いものといえる。

オ 戦争体験者が経験した壮絶な被害に伴うトラウマの被害性とその後の日本の平和主義の逸脱、とりわけ新安保法制法の制定にいたる経過が、原告らにとって特別に大きな苦しみとなることについては、多くの精神科の医師が述べているところであるが、精神科医蟻塚亮二は、戦争トラウマを受けた被害者に対して、戦後復興のこの日本の歴史経過が特殊な被害を与えていることを指摘する。

蟻塚は、トラウマ発生の大きな原因となっている3.11の東日本大震災とその後の福島原発事故は、戦後ひたすら経済成長だけを目指したことの破綻だった、1945年の敗戦を招いたのは明治開国以来の東アジアへの侵略政策であったという。また蟻塚は「だとすると、日本人がもう一度立ち戻るべきは明治開国の時点に戻り、国のあり方を考えるべきではないか。しかし、日本は明治開国に戻るどころか、今の安倍自民党政府は、特定秘密保

護法を制定し、集団的自衛権を日本が有するという解釈改憲によって武力で隣国や他国と戦えるようにしようとし、さらに原発の再稼働から国外輸出まで進めようとしている。どうして日本人はいともやすやすと先の大戦の痛みを忘れてしまったのだろうか？」と述べる。そして、蟻塚は、トラウマ学の泰斗であるヴァン・デア・コルクが日本人は戦争などのトラウマにまともに向き合っていないことを知って驚いたことに言及する。

このように、戦争トラウマは、甚大な被害であるにもかかわらず、戦後70余年、その回復にまともな国が取り合わないばかりか、今回の戦争のできる国になる法の制定など、戦争被害者に対しては、はかりしれない再度のトラウマ被害を与えている（「沖縄戦と心の傷」大月書店 蟻塚亮二）。

その意味で、戦争被害者である原告らに対しての、今回の被告国の加害はその違法性の程度が著しく大きなものといわなければならない。

## (2) 先の太平洋戦争中の各地の空襲を受けた者及びその家族である原告らの被害の実情

### ア 原告神なぎさ（番号59）の場合

原告神は埼玉県鴻巣市で生まれた。海運局検査官をしていた父の転勤に伴い、各地の港のある街の学校への転校を繰り返した。大学入学で名古屋に来て以来、現在まで名古屋で暮らしている。原告神の祖母は東京大空襲を経験した。彼女は空襲のとき自分の子どもを抱えながら、もう一人の子どもの手を引いて逃げたとのことである。子どもが「お母さんあっち」と叫んだ言葉のとおり逃げて命が助かった、と後で語っている。祖母は、戦時中いつも毒薬を携行していた。それは日本が負けた時には生き恥をさらさないために毒薬を飲んで死ぬためであったとのことである。祖母はごくごく普通の人であったが、当時の日本では、それが当然のこととされており、それに従ったのだと思われる。原告神はそのような社会になって欲しくないと願っているが、日本がまたそのような国になるのかと不安に駆られ、心身に強い痛みを

覚えている。それは原告神の人格権が侵害されていることである。

## イ 原告高橋信（番号 70）の場合

原告高橋は、1942 年に歯車製作所を経営する父の 6 男として名古屋市で生まれた。原告高橋は東京の私立大学に入学し、1967 年 4 月から愛知県立高校の社会科歴史担当の教師の道を歩み始めた。父の経営する歯車製作所は工場密集地帯である熱田区池内町（東邦ガスの正門横）にあった。辺りは 1945 年 3 月 12 日と 3 月 19 日の米軍の空襲により被災したので、家族の住宅のみ瑞穂区松栄町に引っ越した。原告高橋の記憶はそこから始まる。先ず頭に浮かぶのは、空襲警報が鳴り、当時 1 1 人家族であったが、祖母、身重の母、原告高橋の順でこの 3 人のみが防空壕を出入りしたことである。壕内で南京豆をこぼしてひどく叱られたこと、夜の闇のなかで鳴り響いた空襲警報の音が恐怖の音として、脳裏にしっかりと刻まれていて、今でも消防自動車のサイレンを聞くと当時のことが思い出される。次は朝、父が「松坂屋が燃えているぞ」と言ってみんなをたたき起こし、この目で燃えさかる「松坂屋」を目にした記憶である。瑞穂区の高台にあった原告高橋の家からは、松坂屋がよく見えた。戦後復興した松坂屋を見ては何回もその記憶をたぐり寄せた。三つ目は東海道線の車中で「アメリカの飛行機が来た。危ないから座席の下に隠れなさい。」と母に言われ、原告高橋は「怖いよ。イヤだ。」と喋々をこねてひどく母に叱られたことである。車中から海の景色がよく見えていたことを平和な風景とともに思い出す。後で調べたところ、それは 8 月 12 日の出来事であった。戦後まもなく、出征した叔父さんが、無事帰って来て仏壇にお参りしていたこと、わが家の近所の家を進駐軍が接収していたこと、その家に住む進駐軍の家族を「警護」するため銃剣をかざした MP がジープに乗って我が物顔に走り回っていたことなどが思い出される。原告高橋は、これまでの生涯を、憲法九条を糧にして教師として働き、家庭では父として、また社会の中で市民として生きてきた。そして、今は日本と

韓国との二重国籍を有する小学3年生で9歳の孫娘から「生きる息吹」を一身に受け取って過ごしている。憲法9条は、戦争犠牲者の遺言であり、日本の侵略と植民地支配による犠牲者に対する謝罪であり、不戦の誓いであると考えている。ところが今度の新安保法制法の制定はそれまでの自分の思いを全く否定するものであり、甚だしい精神的苦痛を受けている。

#### ウ 原告見崎徳弘（番号123）の場合

原告見崎は町工場を経営していた父の二男として1949年に生まれた。大学を卒業して1967年4月に愛知県立高校教員になり、2000年に退職した。原告見崎の父は静岡県新居町のお寺の二男で、浜松の中学に進学したが結核を患って中退した。その後、名古屋で町工場を起し、山形出身の母と結婚し、原告見崎が生まれた。父の経営していた町工場は熱田空襲で灰塵と化し、その後岡崎市に工場を移転したところそれも岡崎空襲で破壊された。父はリウマチに罹患し、最後の十数年は歩行もままならず介護を要する状態であった。そのため母の苦労は並大抵ではなかった。それでも昭和20年代は、日本全体が貧しく、両親の愛情に包まれて成育できたことは幸せであった。父母は戦争の惨禍を嫌というほど経験し、母は戦前の家父長制の下で女性が人間扱いされないことによる苦痛もまともに受けている。先のアジア太平洋戦争による惨禍を受けて日本国憲法が誕生し、「戦争は二度としない」ということを国家の基本理念とする憲法9条が設けられたのである。安保法制法の実施により、戦争の惨禍に苦しんだ父母の苦しみが繰り返される危険を迫っていることを考えると原告見崎の心は強く痛むのである。それは原告見崎の人格権に対する著しい侵害というべきである。

#### エ 原告諸岡聡美（番号211）の場合

原告諸岡は1959年に広島県福山市で生まれた。父は1930年の生まれで存命している。父は大阪府船場の反物屋の息子として生まれ、広島大学教育学部を出て中学校の教師を務めていた。原告諸岡は幼少時から父や母が体験

した空襲の記憶の話を聞いて育った。福山市では 1945 年 8 月 8 日に福山大空襲があり、甚大な被害を受けた。空襲により水野勝成公の福山城も焼失した。備後地方で機銃掃射を受けた話も聞いた。母の兄は近所の方々に見送られて戦地に出征して戦死した。原告諸岡は母に「兄が戦争に行くことが悲しくなかったのか。止めようとは思わなかったのか」と尋ねたことがある。母は「非国民と言われるけ、無理じゃろう」と答えた。父は毎年、日本国憲法の公布日である 11 月 3 日と施行日である 5 月 3 日には自宅の玄関前に国旗を掲げていた。原告諸岡は、常々父から、日常生活のなかで日本国憲法を大切にしていくこと、とりわけ 9 条は日本のためにかけがえのないものであることを教えられていた。また、父は、これまでずっと「憲法が変えられることは絶対にない」と断言していた（現在、改憲が現実的なものとなっている状況を受けて、何も語らなくなった）。原告諸岡は、憲法 9 条の定める戦争放棄及び日本国憲法が基本原理とする恒久平和主義の理念を、父や母から教えられたように、子や孫にも継承していきたいと考えている。しかしながら、安倍政権により、全く国民的論議がなされることもなく安保法制法が制定されたことにより、戦争放棄や恒久平和主義の理念の継承が困難となったばかりか、日本国憲法、とりわけ憲法 9 条に対する原告諸岡の信念は踏みにじられた。それによってこれまでの自分の人生を否定された思いであり、甚だしき苦痛を覚えているのである。

### (3) シベリアに抑留されて被害を受けた者の家族である原告らの被害の実情

#### ア 原告伊藤耕二（番号 16）の場合

原告伊藤は 1957 年生まれで、現在 61 歳である。高校を卒業して 1976 年 4 月に国鉄に入社し、定年退職した。塩浜駅（三重県四日市）駅員を振り出しに、車掌業務等に携わった。折から国鉄分割民営化に国労組合員として反対し、人活センターに送られ、以後は乗車業務から外されて主に売店業務に従事した。一方で、国労役員として活動してきた。原告伊藤の父は戦前オリ

エンタルカメラというカメラ会社に勤務していたが、徴兵されて終戦時は満州にいた。そのときソ連軍が進駐して来て、シベリアに抑留された。その後幸いにして故郷の山形市へ帰還し、地元新聞社のカメラマンとして勤務する一方、共産党に入党して活動したが、当時の共産党の混乱（六全協時代）の際に除名された。その後、父は故郷を出て名古屋へ移ったが、名古屋でも要注意人物として常に公安警察の監視の対象になっており、子ども時代の原告伊藤も公安とみられる男性から事情を聴かれたこともあり、国鉄民営化の際には「権力の怖さ」をひしひしと感じた。民衆の「長いものには巻かれろ」という権力追随志向を怖ろしいと感じている。現在の政府は、秘密保護法、共謀罪法、そして新安保法制法を制定し、国民の目と耳を封じて戦争のできる国にしようとしている。一旦戦争が始まった時には、それを止めることはできないし、戦争による庶民の被害は、父親のように捕虜となってその後の人生を狂わされるなど、甚大なものとなるであろうことを思うと、原告伊藤は甚だしい精神的苦痛を覚えるのである。

#### イ 原告尾崎久美子（番号 158）の場合

原告尾崎は 1958 年に静岡市で印刷業を営む両親の長女として生まれた。弟が 2 人いる。原告尾崎が生まれる 1 年ほど前に、父（昭和 11 年生）と祖父（明治 43 年生）は 2 人で印刷屋を始め、やがて母（昭和 10 年生）も勤めていた仕事を辞めて、一緒に印刷の仕事をするようになった。家族経営の小さな印刷屋で育った。両親が仕事をしていたので、幼い原告尾崎は祖父母によく世話をしてもらった。祖父は出征し中国で終戦を迎え、旧ソ連に抑留された。戦争が終わって家族のもとに帰ったのは、終戦から 3 年が過ぎてからであった。帰国の船に乗る直前まで、本当に帰国できるかわからず不安だったと聞いた。原告尾崎は高校 2 年生の夏に、祖父母から戦争についての長い話を聞くことがあった。祖父は軍隊での様子と抑留生活の話をするとき、時々苦しそうな表情を見せ、話をするのが辛そうであった。聞いている原告

尾崎も苦しくなったことである。言葉にはできなかつたことがたくさんあるようであった。原告尾崎にはとても優しい祖父が違った顔をして戦争に動員されたことや、戦争が終わって何年たっても苦しい思いを抱えていることを感じたのである。戦争は人の命を奪うのである。それだけではなく、思い出も財産も人生も奪い、その人の人格に影を落とすものだ、おそろしいものだということが原告尾崎の心に強く残った。祖父が帰国するまで、祖母（明治45年生）と父は大変な苦勞をしたとのことである。日に日に生活物資がなくなり、生活が苦しくなり、人の気持ちがすさんでいったということである。安保法制法が制定されたことで、日本も戦争に巻き込まれて行き、また親しい人々が同じような思いを味わうのではないかと思うと心が痛み耐えられない。そのように原告尾崎は精神的苦痛を受け、人格権を侵害されているのである。

## 2 戦争では真っ先に攻撃される基地の周辺住民である原告ら

### (1) 現に米軍基地や自衛隊基地の周辺に居住している原告らに共通する被害

米軍基地や自衛隊基地はテロが発生する高い蓋然性があり、その周辺住民はその危険の恐怖を感じ、平穏な生活と精神を脅かされている。

新安保法制法により、日本がアメリカとともに他国との間で戦争になった場合、基地周辺に住む原告らは、基地がテロ攻撃の対象になることも覚悟しなければならぬ。新安保法制法は、その制定以前から存在した危険の蓋然性をたとえようもなく高めた。基地周辺に暮らす人々の恐怖はすでに現実のものになっている。自衛隊のいわゆる防衛予算が年々膨張し、今年度は過去最高になっていることは、周知の事実である。そのことは、日本が海外での戦争に参加していく蓋然性を示すものと解すべきであり、基地周辺に暮らす原告らの日常生活の危険度を高めるものである。

### (2) 基地周辺の住民である原告らの被害の実情

#### ア 原告寺田誠知（番号 81）の場合

原告寺田は69歳の大学非常勤講師である。岐阜県各務原市にある自衛隊各務原基地の近くに住んでいる。原告寺田は自宅のある各務原市蘇原野口町の自治会長及び区長を務めている。基地の街の自治会長及び区長として、住民の命と暮らしを守るために苦勞している。特に、安倍政権になって安保法制ができると、街の雰囲気が大きく変わった。住民や自衛隊の家族の不安が高まる一方で、神社本庁や日本会議、神道政治連盟の「憲法改正1000万人署名」が活発になった。自衛隊や軍需産業のOBの中にこの運動に協力する者がいるのである。さらに、北朝鮮に対する米韓軍事演習に自衛隊が参加し、安倍政権が「最大限の圧力」と叫ぶようになると、これに忖度する住民も現れて戦前の隣組や町内会のような息苦しい雰囲気の街になってきたのである。原告寺田は住民からの寄付もあって、自治会長として戦争に反対する看板を建てた。ところが、自衛隊や軍需産業のOBの中のある者たちがこの看板撤去させるべく圧力を加えている。原告寺田の老父や妻にまで圧力を加えてあたかも村八分にされているかのような気分させられている。原告寺田はそのことによって多大な精神的苦痛を受けている。

## イ 原告矢野創（番号213）の場合

原告矢野は1972年に愛知県愛西市で生まれた。平和を願う家族の下で、父親は旧佐織町町会議員、母親は保育士という家庭で育った。「人間をかえせ」という原爆被害の映画を父はよく自主上映していた。原告矢野は、その映画を小学低学年のときに見たが、あまりにも怖くて目をそむけたのを覚えている。戦争はどれほど残酷かと思ったのである。家族で北海道にある日米共同演習が行われる矢野別演習場のすぐ傍の農場で行われた「平和盆踊り」に参加したことがある。演習する場所を確保する基地はとても広大で、基地の現実を知った。父親はよく「戦争は絶対にいけない、人間の命ほど尊いものはない」と話していた。その話は原告矢野の心に刻まれており、自分の生き方の中心にある。原告矢野は現在愛知県平和委員会の専従者として活動し

ている。その平和活動の原点の一つは、20代で訪問した沖縄の米軍基地の実態である。それまでに見てきた日本とは全く違う光景が沖縄にはあり、そこはまさに戦時下といえる状況であるのを目の当たりにした。米軍による犯罪、事件、事故、米軍機による騒音被害、普通に生活することを否定される実態に驚いた。同時に沖縄県民のたたかいかいにも触れ、伊江島の阿波根昌鴻をはじめとした「非暴力による抵抗」の運動に心を揺さぶられた。原告矢野は2004年より平和委員会専従者となり、海外派兵の拠点となってきた自衛隊小牧基地について防衛省に要望する等の活動に関わった。小牧基地に隣接する三菱重工小牧南工場でF35戦闘機の最終組立と検査が始まった。2018年夏頃に、米軍のF35戦闘機の整備、修理、改修を行う整備拠点（リージョナル・デポ）を設置することが計画されている。このような危険な戦闘機が原告矢野の住む地域で組み立てられて、整備拠点となることは、おぞましいことである。戦闘に用いられるF35戦闘機の修理を行うことになれば、世界中で軍事介入を行う米国の敵対者から攻撃の対象となることは避けられない。整備拠点の本格運用がなされれば、小牧基地周辺で爆音被害も予想される。米軍戦闘機などが利用する岩国基地、嘉手納基地、小松基地（石川県）では耐え難い騒音被害を被っており、睡眠障害や子どもの情緒不安定など健康被害も発生し、日常生活が破壊されている。小牧基地周辺のこの地域でも、このような日常生活の破壊が起こることを危惧している。小牧基地のある原告矢野の地域が戦争に巻き込まれていくことは、原告矢野にとってとても耐えられない。それによって、原告矢野は強い精神的苦痛を受け、人格権を侵害されているのである。

### 3 戦争において最初に動員される公共機関の労働者である原告ら

#### (1) 公共機関の労働者である原告らに共通する被害

新安保法制法の制定後は、自衛隊が武器を持って海外に派兵され、他国との戦争に参加することになる。自衛官は、その任務として海外に派遣されること

も義務づけられているので、その任務遂行中に戦闘に巻き込まれ生命を失う危険性が極めて高く、そのことの恐怖を感じざるをえない。

また、戦争体制（有事体制）においては、国民保護体制のための措置を実施することを含め、地方自治体や民間企業を含む指定公共機関等に協力体制が義務付けられている。そのために、地方公共団体・指定公共機関の労働者、交通・運輸労働者、医療従事者などは、危険な業務に従事させられたりすることになる。その場合には、自分が攻撃されたり、テロに遭って生命を失うおそれがある。これらの原告らは、新安保法制により、戦争する国が現実化したことで、その危険がさらに増すことを実感している。これは平和的生存権及び人格権の侵害である。

## (2) 元自衛官である原告の被害の実情

### ア 原告水上学（番号 124）の場合

原告水上学は、広島県内の高校を卒業した 1992 年に航空自衛隊に入隊した。その年はいわゆる「PKO元年」の翌年であった。父と姉も海上自衛官（共に現在は退職）で、その薦めで入隊した。原告水上学は正直、自衛隊に行きたくなかったが、親や姉から「将来を考えて」と言われ、泣く泣く入隊した。原告水上学の情報を提供した姉は、縁故募集制度により表彰された。原告水上学は在職中数多くのいじめや嫌がらせを受け、上官や両親に何度も退職を願い出たが、自衛隊法第 40 条（退職承認拒否）を楯にされて認められなかった。一番酷かったのはまったく身に覚えのないことで「1年間外出禁止」の制裁を受けたことである。2002 年にやっと退職することができた。自衛官として働く際には「服務の宣誓」に署名・捺印し、読み上げることになっている。その宣誓書の文言は次のとおりである。「宣誓。私は、我が国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、日本国憲法及び法令を遵守し、一致団結、厳正な規律を保持し、常に徳操を養い、人格を尊重し、心身を鍛え、技能を磨き、政治的活動に関与せず、強い責任感をもって専心職務の遂行に当たり、事に臨んでは危険を顧みず、

身をもつて責務の完遂に務め、もつて国民の負託にこたえることを誓います」。このように、自衛隊の本来任務は「我が国の防衛」であり、海外に出掛けて戦争をすることではない。しかし現政権は、この宣誓文を踏みにじるかのように、海外派兵を容認する安保法制法（戦争法）を成立させた。この法制法により、自衛官が武器を持って海外に戦争を仕掛けることが可能になり「殺し、殺される」存在となった。原告水上は元自衛隊員として、同僚や先輩、後輩の自衛官が我が国防衛という専守防衛の任務からかけ離れ、海外で米軍と一体となった武力行使に参加することにより、殺し殺される状況に身を置かされることに、自分の身を切られるような精神的な苦しみを覚え、人格権を侵害されている。

### (3) 鉄道労働者である原告の被害の実情

#### ア 原告佐伯昭二（番号 51）の場合

原告佐伯は 1947 年生まれ、70 歳の年金生活者である。地元の高校を卒業後、当時の国鉄名古屋鉄道管理局に属する中津川機関区に就職し、1987 年に J R に移行するも継続して働き、60 歳で定年退職した。42 年間、国鉄・J R で働き、国鉄労働組合に所属し、役員などもやりながら活動してきた。原告佐伯が就職した 1965 年から国鉄が「分割・民営化」される 1987 年頃までは、国鉄労働組合は組織数も 25 万人から 30 万人ほどを数え、春闘、合理化反対など数々の闘いを仕組んできた。30 歳以下の労働者は青年部に属し、さまざまな闘いを実践すると同時に、学習も重ねてきた。60 年・70 年安保反対闘争やベトナム反戦闘争、原水禁、自衛隊基地撤去闘争などにも参加してきたのである。また原告佐伯たちが国労青年部の頃は、東海ブロック青年協議会（愛労評・岐阜県評・三重県評・静岡県評）で、自衛隊小牧基地・岐阜各務原基地・浜松基地・白山基地の前で集会、デモなどをやりながら反戦・平和の闘いを経験してきた。このように 42 年間、国鉄労働者として反戦・平和活動に情熱をささげてきたのである。それは、第二次世界大戦の結果、先輩たちの戦争に対する根強い抵抗が伝統として国鉄労働者に継承されて

きたからである。その力が憲法9条の改憲を阻止してきたものと思われる。侵略戦争の反省から「2度と戦争はしない」という、先人たちの「血と汗」によって築き上げてきた反戦・平和の思想・実践を今回の安保関連法制が破壊しようとしている。ここで今自分たちが声を上げなかったら、日本は再び暗黒の社会へと逆戻りである。戦争ですべてを失った日本の再建に努力したのが、日本の大動脈を支えた国鉄労働者である。世論を無視し強行採決によって成立した安保法制は、反戦・平和活動に邁進してきた原告佐伯の人生を大きく傷つけるものである。これは平和的生存権及び人格権の侵害である。

#### (4) 医師、看護師その他医療従事者である原告らの被害の実情

##### ア 原告中澤和子（番号85）の場合

原告中澤は1968年滋賀県生まれで50歳である。高校を卒業し、京都の看護学校に行くまで滋賀県で暮らしていた。父は京都に住んで長年働いていたが、組合活動に忙しく、また平和への思いも人一倍強く持っていた。その関連で様々な運動に関わっている人であった。原告中澤も両親から平和の尊さや戦争の非情さを聞いて育った。またそれらに関する本や映画、演劇などに触れる機会が多くあった。中学校の社会科の授業で憲法を学習して、憲法前文に感動し、平和憲法を守ることは被爆国の国民としてとても大切なことだと考えた。原告中澤の夫は医療従事者である。夫との間に二男一女があるが、長女も将来の医療従事者を目指している。原告中澤自身も看護師の資格を持っている。今の政府は戦争をしたがっているように思える。教育基本法を改悪し、有事三法を制定し、海外に武器を売り、過剰な軍備拡大を重ねてどんどんキナ臭い社会になっている。米国に追従し続ければ、日本とは関係のない戦争に自分たちが巻き込まれることになる。民間人の徴用の実現性が高まっている。1990年から91年までの湾岸戦争に、医師や看護師などの民間人を50人も派遣した。安保法制法がある限り、医療従事者である原告中澤の

家族たちは、いつ何時戦場に駆り出されるかと不安で耐えられない思いである。戦争は最悪の人権侵害である。自分の家族が戦争で死んだり傷ついたり病気になったり身体障害者になることには耐えられない。武力によって平和がつくられるとは到底考えられないのである。今の平和憲法を正しく理解すれば、安保法制はその理念に著しく反するものであり、戦争を容認する安保法制は違憲だと考えている。原告中澤は、医療従事者の家族である立場から憲法を踏みにじって制定された安保法制を認める訳にはいかない。安保法制の強行採決によって自分の大事にしてきた生活や家族への思い、生き方を否定されるような衝撃を受けた。自分の平和に生きる権利を侵害されているのである。

#### イ 原告村田恵子（番号 209）の場合

原告村田は 1941 年に生まれ、名古屋大学附属看護学校を卒業して電電公社（現NTT）健康管理部に就職し、逡信病院の看護師として稼働してきた。1966 年に電電公社の職員だった夫と結婚し、3 人の子を儲けた。電電公社を退職した際、看護学校の先輩に誘われて、尾北地方の医師会が経営する准看護学校の教師となった。看護教育では「看護倫理」の講義時間があるが、看護師の倫理綱領の中に「人の命を大切にすること」があり、その実践として憲法 25 条の大切さを教えた。原告村田は 1959 年に看護学校に入学したときには何も知らない女の子であった。当時は 60 年安保の時代で、看護学校の寮住まいをしていた原告村田は友達に誘われて「アンポハンタイ」のデモに参加するなどして、社会に対する目を見開かされて行った。今回の安保法制はその中身も立法手続も許すことはできない悪法である。看護師としてまた看護学校教師として「命を大切に」の信念のもとに、人の命を救うことを生きがいとして生きてきた原告村田にとって、再び戦争という人為によって殺し、殺される人が出てくるのは耐えがたい苦痛である。憲法 25 条の生存権は平和であればこそ実現できるものであり、その意味で憲法前文にいう

「平和のうちに生存する権利」は人権のなかでもっとも根源的なものである。安保法制の下では平和的生存権はないがしろにされ、看護師が再び従軍を余儀なくされる事態が想定される。それは原告村田に対し甚だしい精神的な苦痛を与える事態であり、人格権を侵害するものである。

#### 4 戦争において様々な被害を受ける原告ら

##### (1) 戦争において様々な被害を受けるであろうことの現実性

ア 子を持つ親は、新安保法制の制定により、日本が戦争する国になり、若者が兵士とされる具体的な危険を感じ、子どもの平穏で人間らしい最低限の幸福な生活を願う者として、居たたまれない不安・焦燥・苦悩にさいなまれている。

子どもや孫の将来を案ずることは、人間の本性である。21世紀に入りクローズアップされてきた被害者問題において、とりわけ子を失う親たちの慟哭がいかばかりか、またそのときから「時間が止まる」といわれることは多くの書物にも著されている。子や孫が人を殺し・殺される状況に置かれることは人間としての根源的な幸福を奪われることである。それは人格権を侵害しているといわざるをえない。さらに言えば、また、平和のうちに暮らせる権利、平和的生存権も侵害された状況である。

イ 心身障害者は、軍事体制になれば、軍事予算の増大により社会福祉関係の予算が削減され、健常者と同じように生きることのできない社会に生きる苦痛を味あわされる。戦争になれば冷たくあしらわれて真っ先に切り捨ての対象とされることを恐れている。そのことを思うと将来に生きる希望を持つことができない状態である。

ウ 経済的、社会的な弱者は、軍事体制の下で軍事予算の増大により社会福祉関係の予算が削減されて、生活の困難が甚だしくなる。そのことは、彼らに生きる希望を失わせるほどの苦痛である。

## (2) 子どもや孫を持つ母親や家族である原告らの被害の実情

### ア 原告中村あけみ（番号 89）の場合

原告中村は 1953 年生まれの 64 歳である。原告中村は教員を目指して大学に入学し、そこで憲法や教育基本法を学び、「教科書裁判」や「学テ闘争」に関心を持ち、子どもの未来に希望の持てる教員になりたいと考えていた。しかし、大学卒業後、臨時教員として 3 年ほど勤めたころ夫と結婚し、以後は専業主婦として 3 人の子を育ててきた。社会的な活動にはかかわってこなかった。世の中がおかしいと思い始めたのは、小泉首相がイラク派遣を決めたころである。「自衛隊の活動しているところが非戦闘地域である」などと詭弁を弄するのはおかしいと思い、イラク訴訟の原告にもなりたいたと思ったが、そのころは親の介護の問題もあり時機を失した。それでも、イラク訴訟には興味を持ち、法廷傍聴を重ねた。2008 年 4 月に名古屋高裁で違憲判決が出されたときには涙が出た。また、そのころ娘が沖縄で結婚式を挙げたことを機に、沖縄の基地問題にも関心を持ち、その後、毎年のように辺野古や高江に行って支援をするようになった。原告中村はどこかの組織に属して行動することはなく、一市民、一主婦として、憲法 12 条に書いてある「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」ということを実践したいと考えている。第一次安倍政権のときに教育基本法が改正された（2006 年 12 月）ときも、自分が守りたいと思っていた教育をないがしろにされたようで不安を感じたのであるが、今回の安保法制法については政府の言っていること、やっていることがデタラメで、本当に許せないと思っている。原告中村は夫に先立たれ一人暮らしとなったが、3 人の子、4 人の孫に平和のうちに生存する権利を手渡しやりたいと考えている。その希望が奪い去られようとしていることにより、甚だしい苦痛を覚えている。

### イ 原告三品小夜子（番号 207）の場合

原告三品は、1948年に愛知県愛知郡天白村で生まれ、名古屋短大保育課を卒業し、1969年4月に昭和区にある私立保育園に就職した。当時その保育園には労組がなく、先輩に誘われて労組結成に参加した。この保育園では4年働いたが、その間に現在の夫（私立大学教員）と結婚し、流産を機に退職した。夫との間に3人の子がある。原告三品は「新日本婦人の会」に入ってから社会問題に目覚めた。当時は東西冷戦の時代で核戦争の恐怖を感じていた。子どもの頃デパートの原爆絵画展を見た時、恐ろしさにおののいたのであるが、ヒロシマの原水禁大会に子どもを連れて参加し、二度と核戦争を起こしてはならないと胸に刻んだのである。日本国憲法13条では「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と規定され、どんな個人でも尊厳をもって生きていく権利がある。しかし、平和でなければ個人の尊厳など守れないのであり、「人を殺し、殺される」関係となる戦争は絶対悪だと思っている。とりわけ日本は先の大戦で300万人の自国民の死者を出し、アジア太平洋地域では2000万人ともいわれる犠牲者を出した。この犠牲者の周りには何人、何十人も家族や関係者がいる。しかも日本の戦死者の大多数は戦闘による死ではなく、餓死・病死であった。これらのことを考えれば、無謀な戦争を引き起こした責任はあまりに大きいとすることができる。ところが、それらの責任追及もなされず、真摯な反省もなく、戦争の悲惨さを顧みることもなく再び戦争ができる国に作り替えようとしていることには、戦慄を覚えるのである。現在は安倍改憲反対の3000万人署名に取り組んだり、沖縄高江への愛知県警機動隊派遣の違憲訴訟に加わったりしている。孫、子の世代にまで、今の憲法を手渡していきたいのである。世界のどこへでも自衛隊を派兵できるようにするという安保法制は、原告三品のその思いを踏みにじるものであり、心に痛みを与え、人格権を侵害するものである。

## ウ 原告渡邊優子（番号 220）の場合

原告渡邊は 1974 年生まれで、第二次世界大戦中に空襲を受けた愛知県豊川市で育った。家の隣には防空壕がそのまま残っており、怖いと思いながら育った。祖父母から、戦争中は芋の蔓ばかり食べていた、祖父の兄弟が日本軍のパイロットだったということを聞いた。結婚後、2人の子どもを出産した。2人目は男の子で、食物アレルギーがある。離乳食を食べたら首の周りにポコポコとした蕁麻疹がでたり、卵とじうどんを食べた後に激しく泣いて嘔吐してしまったり、気道が狭くなって苦しくて喉に手を突っ込んでしまうという、子どもがアレルギーに苦しむ姿をみてきた。病院で処方された薬を手離さず、どんな時に救急車を呼ぶかを頭に入れながら、アレルギー症状が出ないように食事には細心の注意を払った。それでも外食の時に表示に間違いがあってアレルギーを食べ症状がでてしまう、ということもあった。母親として、子どもの健康と安全を何よりも大事にして生きてきたのである。この2人の大切な子どもたちが安全に暮らせることが自分の何よりも大事な願いである。安保関連法はわざわざ他国の戦争に日本が参加するというものである。戦争に巻き込まれるのはごめんだし、戦争に巻き込まれたら逃げても逃げ切れないと思う。第二次世界大戦、原発事故に続いて、また国民を危険にさらすのか、と恐ろしくなる。I S等によるテロに対する有志連合の戦争に日本も参加することになると、日本もテロに狙われるのではないかと思う。戦争と関わり、当事者となれば、国内外のどちらでも危険が増す。日本人が国外で狙われる可能性もある。原発事故で国外に避難した人々もいるが、テロの標的にされるようになるなら、この先どこに逃げても子どもを守り切れないと思っている。原発は止まっても燃料はそこにある。テロリストが原発を攻撃したら、核兵器で攻撃されたのと同じ状況になる。そうした危険を考えずに政府は集団的自衛権が必要だといって法制を進めた。自分たちはそのリスクを負わされているのである。原告渡邊には男の子がいる。

現在自衛隊員は足りない状況であるし、企業が有事の際には社員を予備自衛官にするという報道や、社員研修で自衛隊に行かせるという報道もあった。子どもが徴兵される心配があり、徴兵されなくても就職先で予備自衛官にさせられ、有事のときに出動しなければならない事態になるかもしれない。福島原発事故では、原子力緊急事態宣言によりそれまでの法律は覆され、有事を体験したのである。有事というのは普段の常識が通じない状況である。戦争に参加して有事の状況になったら、普段の常識が通じなくなり、これを拒否することができない状況になる。こう考えると、子どもを育てる安全な場所が安保関連法制によって遂になくなってしまったのであり、それはとても恐ろしく苦痛である。それによって原告渡邊は人格権を侵害されている。

### (3) 心身障害者とその関係者である原告らの被害の実情

#### ア 原告植田淑子（番号 20）の場合

原告植田は 1957 年生まれで、四国地方の香川県出身である。いわゆる団塊の世代である。原告植田の親の世代、叔父や叔母には戦争の被害者がいる。原告植田の母は一人で六人の子どもを育てた。自分の属する団塊の世代は、直接的な戦争被害を経験していない。しかし親の世代はつらい思いをしたのである。原告植田は 33 歳の時に夫とともに名古屋に来た。夫の友達に影響されて、いろんなところに関わっている。「わっぱの会」という、障碍を持つ人もそうでない人も皆が「共に働き、共に生活する場をつくり、共に生きる社会を実現しよう」という団体の活動に関わっている。また、共同作業連合、原爆被害者に関する「きのこの会」、反原発の団体にも関わってきた。自分は特別な使命感はなくてのほほんと生きているが、それができない人がいるなら、おかしいじゃないかという思いがあって、大した手助けはできないけれども、カンパやお話を聞きに行くという支援をしている。今度の安保法制法によって障碍者の苦しみが増大することは、障碍者とともに生きる原告植田に対して甚だしい苦痛を与え、その人格権を侵害するものである。

## イ 原告梅尾朱美（番号 22）の場合

原告梅尾は 1950（昭和 25）年に生まれ、生後 10 カ月で失明した全盲の視覚障害者である。原告梅尾が生まれた当時、両親は母方の実家で祖父母と同居していた。祖父は戦時中を軍属として満州、現在の中国東北部で過ごし、1947（昭和 22）年に帰って来たが、その時にはすでに結核に侵され全身性結核の状態だったそうである。幼かった原告梅尾はその結核に感染したらしく結核性髄膜炎にかかり、その高熱のために失明したと聞かされている。あの戦争のために祖父が満州に渡り、結核に侵されることがなければ、自分は今とは違った人生が送れたかもしれないと 67 歳になった今でも考えることがある。物心ついたころからそんな話を聞かされながら育ったうえに、戦争と敗戦の影響が多くの人の上に色濃く残る時代に幼少期を過ごしたので、戦争体験はなくても、戦争を身近に感じながら生きてきたと思っている。本も読んだし、実際に戦争体験を聞く機会も多かったと思う。原告梅尾に最初に戦争体験を話してくれたのは母であった。1929（昭和 4）年生まれの母は学徒動員された世代である。今なら中学生の年齢で四国の香川県から大阪の飛行機の工場に連れて行かれた。親元を離れたことが悲しくて夜になるとみんな泣いたこと、食べるものがなくてどんなにか辛かったこと、空襲のために優しかった先生や仲良しの友だちが目の前で死んでいったことなどを、自分も泣きながら一生懸命聞いたことを覚えている。けれども、それよりももっと強烈だったのは先輩障害者の体験である。なかでも 19 歳のころに出会った父と同年代の男性の話は忘れられない。「戦争の役に立たない障害者は非国民と言われ、せめて防空壕の蓋になれと言われた。」というのである。そして、原告梅尾が盲学校時代にお世話になった全盲の先生の体験はこうである。「空襲警報が鳴る度に一つ年上の兄が僕の手を引いて逃げてくれるんだけど、僕が足手まといになって兄がけがをしたり死ぬようなことがあったらどうしようと、そればかりが心配でとても辛かった。」と言

うのである。次に紹介するのは1934（昭和9）年生まれの全盲の女性の体験である。1941（昭和16）年に当時の名古屋盲学校初等部に入学した彼女は集団疎開の体験を持っている。生徒が学徒動員にかり出されて空っぽになった一宮市内の中学校の校舎が名古屋盲学校の疎開先であった。一つの教室で32人が寝起きし、授業を受け、空襲に遇うという暮らしの中で、彼女は自分が寝ているのか起きているのかも分からず、ただ、ただ流されているだけのような毎日だったと言う。これら先輩たちのどの思いも経験も2度と再び繰り返したくはないものばかりである。このように、原告梅尾は幼いころからずっと「戦争は自分には関係のないもの」と思ったこともなければ、「平和は当たり前」などと考えたこともなく、これらの問題と真剣に向き合いながら生きてきたつもりである。しかしながら、今では自分の中でも戦争は過去のものだと思うようになっていたことを思い知らされた。先輩たちの苦しみや悲しみに心を痛めながらもそれらを自分のものとして受け止めてはいなかったことを認めざるをえないのである。なぜならば集団的自衛権の行使容認が閣議決定され、秘密保護法や安保法制、共謀罪など原告梅尾の乏しい知識で考えても、戦争への準備が着々と進められている今、かつて感じることのなかった恐怖を実感しているからである。自分は本当に戦争が怖い。何が怖いか。強いものが大事にされ幅を利かせる社会にならなければ戦争はできない。そしてそういう社会になれば原告梅尾たち障害者は再び「戦争の役に立たない非国民」として差別されるであろう。それが怖いのである。社会の中に軍隊での訓練を受けた人が増えることを考えただけでも怖いのである。戦争には莫大なお金がかかる。その戦費調達のために社会保障が切り縮められることは明らかである。そうなれば社会保障を頼りに生きているものは再び肩身を狭くして生きていかなければならなくなるであろう。それが怖いのである。戦争は新たな障害者を大量に生み出す暴力である。障害者としての辛く苦しい人生を強られる人がたくさん生まれるであろう。それが怖

いのである。そして何より怖いのは人と人が信じ合えなくなることである。「秘密保護法」や共謀罪によって国民が監視され、国民同士が監視し合う社会になれば、だれもが疑心暗鬼になり、人への信頼が揺らぐのは当然である。そんなことになれば原告梅尾たち障害者はどうやって生きていけばいいであろうか。私たちは常に人の善意を信頼し、さまざまな形で人の力を頼りながら生活している。それが私たちの生活基盤である。その基盤が壊れてしまえば私たちの社会生活は成り立たない。そのことを自分たちは何より恐れている。真っ当に生きていきたいと願う人はだれも、戦争によって幸せになれないというのがかつての戦争が残した大きな教訓のはずである。武器も兵器も戦争の仕方も大きく変わった今では、前の戦争の教訓は役に立たないという人がいるが、たとえ戦争の形が変わったとしても、戦争を押し進めるのに必要な社会の仕組みは変わらないはずである。そして自分たち障害者はその仕組みこそ恐怖を感じているのである。そのような今度の事態は原告梅尾の人格権を侵害するものである。

#### ウ 原告松浦健一（番号 199）の場合

原告松浦は現在、障害者介護の仕事をしている。障害者介護の仕事をしていて障害者の人達の苦しみを知り、安倍政権下で発議された戦争法がいかにかいい加減なものであるかを、身をもって知ることになった。すなわち、今後、日本の自衛隊員が怪我をして彼らの人生を奪われたらどうするのか、誰が責任をとるのかについて、国会で質問されて何度も答弁不能になった安倍総理を始めとする国家指導者の態度からは、その責任を感じることはできなかった。そのような過程で審議され強行採決された法律は憲法 25 条の精神に照らし合わせても違憲と言わざるをえないと思う。社会的弱者の生活はどうなるのであろうか。思い起こせば自公政権は障害者自立支援法により障害者の生活を窮地に陥れたことがある。立憲主義に反した法律をそのままにするならば、再び障害者の人々をはじめとする社会的弱者の生活を窮地に陥れるこ

とになる。障害者介護を通じて、障害者の人々の暮らし向きを知る者としてはそのことを深刻に考えている。原告松浦のクリスチャンとしての信仰の基礎に聖書がある。その聖書に「平和をつくる者は幸いです。」ということばがある。今回の裁判の時にもやはり、このことばを大切にしたいと思っている。憲法9条を無視する国家政策は障害者に大きな苦痛をもたらすものであり、かつまた障害者に寄り添う原告松浦の人格権を侵害するものでもある。

#### **(4) 生活・福祉が害される原告の被害の実情**

##### **ア 原告林秀治（番号104）の場合**

原告林は現在74歳で年金生活者である。主夫をしている。防衛予算が増額されて、年金生活者の年金から天引きされる税金が増大している。お金のないところから税金を取るような政策は誤りである。税金の取りすぎであると言わなくてはならない。また、税金は国民のために使うべきである。軍事情体制の下で軍事予算が増大することによって経済的、社会的な弱者のための社会福祉関係予算が削減される。原告林は、自分たち経済的、社会的弱者の生活の困難が甚だしくなることを大変恐れており、甚だしい苦痛を感じ、人格権を侵害されている。

#### **5 信念や生き方を害された原告ら**

##### **(1) 信念や生き方を害された原告らに共通する被害**

これらの原告の中には、戦前の教育を受けてきた者もいるが、敗戦による価値観の一変に戸惑いながらも憲法による人権肯定の価値観を学びなおし、戦後を生きなおした者もいる。戦後、多くの人々は、憲法の個人尊重の理念を自分のものとする中で、憲法が人格形成の中心になり、憲法はいわば人格の中心に位置するゆるぎなき骨格となっている。戦後に生まれ育った多くの原告にとっても、憲法が人格形成の中心にしっかりと位置してきたことは同様である。憲法とともに、それに支えられ生きてきた多くの原告にとっては、新安保法制法の制定は、自らの生の否定であり、人格の否定であり、自分の生きることの中

心に位置するものの破壊である。個人にとって、これほど大きな苦痛はありえない。これらの原告たちは、それでもこの国で生き続けるしかなく、一瞬にして光を見失ったも同然である。これらの原告らは、新安保法制により、生きる信念を傷つけられ、その生き方や仕事に大きな打撃を受けた。まさに人格そのものを否定され、破壊された。国際社会に対しても平和な日本の信頼を誇りに生き、貢献することが困難になり、さらにはこれまで築いた自己の人格と自己の意思に基づいて生きることを傷つけられたのであり、人格権を侵害されている。

とりわけ、教育者である原告たちは、深い苦悩にさらされている。例えば、憲法について教える者は、今までの自分が正しいと信じてきたことと政府の立場との大きな違いに戸惑い、生徒、学生にどう教えればよいのか悩んでいる。教育者が自分の良心に反することを教えることはできない。しかし、新安保法制はそれを求める。教育者がこのように自分の良心を封印することを求められることは、この上ない精神的苦痛であり、それがすでに起きているのである。かつて、アジア・太平洋戦争に向かって驀進した時代に同様の状況であったことを思い出すと、これらの原告たちの恐怖と不安は一層募り、苦痛に苛まれているのである。

## (2) 学者・研究者である原告の被害の実情

### ア 原告益川敏英（番号 119）の場合

原告益川は 1940 年に名古屋市中川区で生まれた。生家は、戦後、砂糖問屋を営んでいた。名古屋大学で坂田昌一研究室に所属し、1967 年に理学博士号を取得した。京都大学理学部、東京大学原子核研究所、京都大学基礎物理学研究所長などを経て、2003 年より京都産業大学教授の職についている。京都大学の助手時代の 1973 年に同僚の研究者と二人で発表した理論が後年の実験によって証明され、2008 年に二人で共にノーベル物理学賞を受賞した。2009 年から名古屋大学素粒子宇宙起源研究機構の機構長を務めている。科学

者の端くれとして、自分の研究を戦争に利用されたくないし、戦争に加担したくもない。戦争で殺されるのも嫌だけれども、もっと嫌なのは自分が殺す側に回ることである。21世紀の今、戦争を回避しようという人間の理性はどんどん希薄になって行っているように感じる。そんな中で日本でも科学技術の軍事利用が益々進み、政治的な動きの中で科学者の動員が巧妙に進められている。原告益川は今、さらなる危機感を持たなければいけないと切実に感じている。ノーベル物理学賞や化学賞は、将来的に人類の発展に著しく貢献するであろうと評価された科学技術、そしてその開発に寄与した科学者に与えられるものであるが、一方でその技術が戦争で使われる大量破壊兵器の開発に利用されてきたのも事実である。ノーベル賞を授与された研究は、人類の発展のためにも殺人兵器にも使用可能であるという、いわば両刃の技術と言えるのである。そうである以上、科学に携わる人間ならば、そのことを身にしみて感じていなければいけないと思うのである。ところが最近の研究者は、そうした意識が薄いように感じる。その背景には研究の専門化、分業化が進み、自分が携わっている研究の全体像が見えにくいということがあるのかも知れない。科学の中立性が危うくなり、研究内容が市場に左右され、軍事利用も活発化している。加えて昨今の安倍政権の動きを見ていると、危機感はあるばかりである。自分がこうして地道に自分の主張を繰り返すことで、その考えは必ず次の世代に引き継がれて行くと信じている。科学がその英知を数千年かけて積み上げてきたように、それを引き継ぐ人々がいる限り、平和への思いも途絶えることはない。新安保法制法の制定はこれまで学者・研究者として自分の人生を賭けてきた原告益川の人格権を著しく侵害するものに外ならない。

### (3) 教育者である原告の被害の実情

#### ア 原告後藤陽司（番号 169）の場合

原告後藤は現在 56 歳である。高等学校で 25 年間教師をしてきたが、教場

では教え子に対し憲法9条の平和主義の理念を伝えようと努めてきた。自分の教え子に自衛隊員になっている者がいるが、自衛隊員は戦争において人を殺し殺される立場にある。それは元教師である原告後藤の心の痛みになっており、自分の教育者としての人格権を侵害されている。

#### (4) 宗教者である原告らの被害の実情

##### ア 原告石川勇吉（番号11）の場合

原告石川は69歳である。愛知県碧南市で浄土真宗の寺の住職をしている。2015年に強行採決された安全保障法制は、「集団的自衛権を行使できるようになり、これまでの「専守防衛」政策とは異なる道を歩みだす」（2015年9月19日付中日新聞・社説）ものであり、日本国憲法・前文、そして第9条に違反するものとする。また安全保障法制の成立は、原告石川の心に大きな傷を負わせることになった。原告石川の父（1908（明治41）年9月生）は、戦時中、僧侶の傍ら大政翼賛会の役員を務め、徴兵検査前の地域の青年を集めて軍事教練や精神講話を行い、立派な軍国青年に育て上げることを生き甲斐にしていた。しかし、その父も1945年2月に2度目の召集を受け、山口県岩国へ赴いた。8月6日、広島市上空で炸裂する原爆の火を目撃した。間もなく敗戦による除隊となり、レールが破壊されたため広島市内を歩かされた。そこで目にしたのは被爆から10日余の衝撃的な光景である。「除隊の時に与えられた乾パンと水筒・毛布を被災者の前に置いてくることしかできなかった」と、力なく語っていた。家に帰れば送り出した青年の幾人かが亡くなったことを知らされ、これまでの戦争協力を懺悔することになった。そのときに父が気づいたのは、戦時下とはいえ教えの実践を棚上げしてきたことである。仏教徒としての再出発が、戦後の彼の決意であった。尊敬する聖徳太子の命日22日を戦没者追悼の日と決め、毎月、戦後50年の年まで法要を務めてきた。原告石川は1981年に住職を継承した。父は96年に亡くなったが、懺悔の念から仏教徒としての再出発を決意し、戦争反対・平和実現・

憲法守れと奔走してきた父を原告石川は誇りに思っている。父の意志を受け継ぎ、今日まで歩んできたのである。原告石川は、1994年に戦争反対・平和実現・憲法守れの思いで一致する県下の宗教者とともに愛知宗教者平和の会を結成し、2005年には憲法9条を守ろうという全国の宗教者によって発足した「宗教者九条の和」の準備段階からこれに参加してきた。「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し」とある前文と特に9条を守り生かすことの大切さを強く教えられてきた。自分が負った心の傷について紹介する。「専守防衛」論との共存とはいえそれまで存在していた9条は、安全保障法制の成立により全く空文化された。それは、9条を守り生かすことが「兵隊も武器も用いること無し」の教えの実現に向けた実践と確信してきた仏教徒から具体的道筋を奪うことでもある。真宗大谷派教団が2005年6月に宗議会で採択した「日本国憲法「改正」反対決議」には、「釈尊の「兵戈無用」の金言を忘れて、戦争遂行に協力」との一節がある。侵略戦争に協力した過ちを先の教えを引用して指摘し、9条を始めとする憲法「改正」に反対を表明している。その9条が空文化され、具体的道筋が奪われたのである。『仏説無量寿経』を所依の経典とする浄土宗・浄土真宗・時宗など日本の浄土教系教団への影響は、決して小さくない。原告石川ひとりの受忍問題として処理すべきではないと考える。9条を守り生かすことが菩薩行になるとの確信からスタートした父親の戦後史。その父を誇りに思い、受け継いできた私。9条を空文化した安全保障法制の成立により、自分のこれまでの人生は無意味だった、との烙印を押された思いであり、心に大きな傷を負うことになった。原告石川の将来設計は、大きく破壊された。自分の幸福追求権（第13条）が奪われたと感じている。安全保障法制の成立により、自分の「静謐な宗教的環境」のもとでの「信仰生活」は奪われることになった。宗教的人格権の侵害でもある。そしてその2点を包括する平和的生存権の侵害である。

## イ 原告下澤悦夫（番号 58）の場合

原告下澤は 1941 年 8 月、神奈川県小田原市の外れの農村に生まれた。小田原は「終戦の詔勅」が発せられるその日の未明に、米軍の空襲で街の中心部が焼野原になった。原告下澤は 1960 年 4 月に東京の大学に入学した。丁度、第 1 次安保闘争が最高潮に達する年である。そして、大学で学ぶ意味、人生を生きる意味を求めて学内で開かれていた聖書研究会に参加するようになった。それは職員及び学生を対象とする無教会主義キリスト教の小さな集まりであった。その集会に参加したことが契機になって、無教会派キリスト者となった。当時 20 歳であった。それから 77 歳の今日まで、無教会派キリスト者として生きてきた。無教会主義キリスト教は内村鑑三を始祖とするものであり、その弟子である南原繁、矢内原忠雄などにより内村の信仰、思想が継承されてきた。彼らはいずれも平和を重視する思想、信仰をもって生きてきた人々であり、彼らの思想、信仰は戦後の日本国憲法の平和主義の理念の中に流れ込んでいると、原告下澤は考えている。自分を内村鑑三の思想、信仰の系譜に連なる者であると捉えており、平和思想を重視している。キリストの福音は「平和の福音」である。キリスト者は「神の子」として、この世に平和を作り出す人である。日本のキリスト者には、平和憲法を日本社会に根付かせ、これを成長させて行く使命が与えられている、そのように考えたのである。大学卒業後、職業生活を通じていその使命を果たそう、そう考えて、職業裁判官となる道を選んだ。それから 40 年の裁判官生活を経て、2006 年 8 月に 65 歳の判事定年を迎えた。以後、原告下澤は司法官僚制から離れ一市民として、一人のキリスト者として生きてきた。この度、安倍政権は、日本国憲法の平和主義の原理に反して集団的自衛権を肯定し、それに基づく安保法制法を制定した。こうしてなし崩しに戦争への道を進みつつある。その現実を前にしたとき、原告下澤は心身の深い痛みを禁じ得ない。それは、キリスト者として平和のために生きてきた、これまでの自分の生涯を否定さ

れた、という痛みである。それは自分の人格権を侵害されたものというべきである。

#### ウ 原告相馬伸郎（番号 67）の場合

原告相馬は 1960 年に横須賀に生まれ、1988 年に神学校卒業後、名古屋市緑区で開拓伝道に従事し、1994 年に名古屋岩の上教会を設立し、現在に至っている。牧師になって平和憲法に関わってきた理由の一つには、戦前の日本のキリスト教会全体の戦争協力の問題がある。原告相馬の原点はキリスト者になって教会の歴史を勉強するようになってから、戦前のキリスト教が国家の戦争政策に協力する国策宗教になっていたことを知り衝撃を受けたことにある。キリスト教会は、戦争遂行の国策のために宗教を利用しようとする人たちに見事に操られて、あたかも自分たち自身の意思で戦争に協力するように誘導されて行ったのである。キリスト教会を代表する牧師という立場になってからは、二度と宗教が戦争に協力することがあってはならないという自覚を持つようになった。原告相馬の具体的なキリスト者としての活動を述べれば、自分は他の教会で牧師を 6 年間務めた後、単立教会である名古屋岩の上教会の開拓伝道を始めた。5 年後の 1999 年に日本キリスト改革派教会に加入した。それは、改革派教会が戦争責任を考え、1960 年代以降の戦後の靖国神社国家護持反対闘争をけん引してきたことに共感を覚えたことにある。改革派教会の平和を求める取り組みについて説明する。改革派教会は戦前から戦中にかけての、教会に対する迫害圧迫、例えば官憲が礼拝中に説教を中止させたりする迫害が行われてきた中で、戦後日本国憲法が施行され解放されたことを大変喜んだのである。しかしながら、終戦直後からしばらくは自分たち自身の戦争責任については無反省であった。戦前の宗教団体法によってそれまでの 30 数個の諸教派は、日本基督教団に合同させられていた。日本キリスト改革派は、敗戦後、日本基督教団を離脱した。その理由の一つに、国策宗教団体である教団に留まっている限り、信仰上、真の聖書的なキリス

トの教会を建てることは不可能であると判断したことがある。1976年に創立30周年を記念して「教会と国家にかんする信仰の宣言」が公表された。前文に「戦時下に私たち日本の教会は、天皇を現人神とする国家神道儀礼を拒絶しきれなかった偶像崇拜、国家権力の干渉のもとに行なわれた教会合同、聖戦の名のもとに遂行された戦争の不当性と隣人諸国とその兄弟教会への不当な侵害に警告する見張りの務めを果たし得ず、かえって戦争に協力する罪を犯しました。」と自己批判し、神に悔い改めた。こうして、キリスト教の布教にとどまらず、平和や信教の自由を守る等の社会的な活動にも積極的に取り組むことを教会としての活動の指針としているのである。原告相馬が牧師として奉仕する岩の上教会は、設立以来20年近くにわたり平和の問題に積極的に取り組んでいる。原点は二度と国策宗教団体にならない。罪責を担う教会になろうということであり、それが開拓伝道の出発の原点の中核をなしている。2015年に安倍内閣が安保関連法を強行する事態になってからは、この政治状況を教会の信仰の真理に直接かかわる信仰を告白すべき事態、告白することによって抵抗すべき事態であるとの認識に基づき、教会の名で戦争法の抗議声明を出した。原告相馬は新安保法制ができたことで精神的に耐えがたい苦しさを覚えている。それはまず、再び殺し、殺される国になるということであり、再びキリスト教が国策宗教にさせられる危機がせまるということである。そして逆に戦闘で人を殺めた人を宗教者としていかに受け止めて行くことが出来るのか、という悩みもある。安保関連法の制定は、明確な憲法違反だと考える。憲法違反の立法は、本来、制定不可能なはずである。しかし、閣議決定や多数に任せた強行採決によって国民の多数の反対の声を無視した政府の姿勢によって、法治国家に生きているという安心感、世界に誇れる日本国憲法、とりわけ9条を持つ国民としての誇りは奪われてしまった。その他、数えきれないほどの精神的な危惧、苦しみ、憤りを強く感じている。原告相馬のこのような状況は、彼の宗教者としての人格権が侵

害されたものというべきである。

## エ 原告猪瀬俊雄（番号 151）の場合

原告猪瀬は 1936 年に生まれ、小学校 4 年生で終戦を迎えた。大学生時代にカトリックの洗礼を受け、カトリック学生連盟のセミナーで法哲学と国際法の大澤章教授に「正戦」につき、指導を受けたことがある。大澤先生にはほかに「自然法」についても教えを受けた。原告猪瀬は現在カトリック高蔵寺教会に所属し、その社会委員会の責任者として最近の 4 年間、憲法、特定秘密保護法、緊急事態法、共謀罪法、安保条約と日米地位協定、原発問題、アベノミクスについての勉強会を持ち、最近は平和学の父と称されるヨハン・ガルトゥングの「日本人のための平和論」を参考書にして話し合いを続けている。国際政治の専門家で元国連大学副学長の武者小路公秀教授も話し合いに参加している。また原告猪瀬は名古屋司教区の「正義と平和委員会」（主に社会問題にかかわる委員会）の委員をしている。元裁判官であり、自衛隊法違反の恵庭事件、川内原発訴訟及びもんじゅ訴訟を担当したことがある。父も長兄も裁判官であり、長兄はカトリックの信者でもあった。今度の新安保法制法の制定・施行が憲法 9 条に違反することは明らかである。憲法に掲げる平和とは何であろうか。憲法前文は、人類普遍の原理ともいっている。長年にわたる歴史的経験により洗われ、洗練されてきた人類の文化の結晶との意味だと思う。当然ながら 5000 年の歴史を積み重ねたキリスト教の考え方とほぼ重なる思想である。「平和とは秩序の静けさ」といわれる（トマス・アキナス）。正しい秩序が醸し出す静謐感が平和だということである。「いつくしみとまことはめぐり合い、正義と平和はいだき合う。…正義は神の前を進み、平和はその足跡に従う。」（旧約の詩編 85）もよく読まれる印象的箇所である。いつくしみとまことに基礎を置く正義がなければ、平和はないということであろう。そこには個人の尊厳もない。前記正戦論のセミナーの結論は、強力な武器の開発を考えると、今や正戦

論は成り立たないという結論であったと記憶している。また、専門に社会問題を研究してきたカトリック司祭のマイケル・シーゲル神父も大国同士の戦争は勿論小国同士であっても国力を挙げての戦争が発生するようでは人類が21世紀を生き残ることは難しいと指摘している。人類の生存を賭けて熟考すべき問題だと考える。今度の新安保法制法の制定、実施により、正義と平和を基礎とするカトリック信仰によってこれまで生きてきた自分の生涯を否定され、大きな痛みを覚えている。それは宗教的人格権を侵害されたものというべきである。

## (5) 平和を希求する原告らの被害の実情

### ア 原告足立公司（番号3）の場合

原告足立は、現在69歳で無職の年金生活者である。過去を振り返れば、10代のころから「反戦と平和追求」の思いが自分の心に根付くようになった。主に次の二つ理由からである。一つは自分の命が有るのは父親が運よく戦争時代を生き抜いたからである。象徴的な出来事は、父が1945年8月6日に広島に出張する可能性があったが、実際には別の人が広島に出張して被爆し亡くなったと聞いたことである。もう一つが米国によるベトナムへの侵略戦争とそれに加担していたのが日本だということである。戦争の悲惨さは時の権力者が普通の人々の運命を突然変え命まで奪ってしまうことである。そして、そのことに多くの普通の人々が直接的、間接的に加担させられることである。幸い日本は平和憲法が功を奏して、自衛隊のベトナム戦争への直接的参戦は無かったが、ベトナムの人々に対する加害行為に加担した事実は否定出来ない。社会人になり、民間企業での勤労生活の間も、企業内労働組合の活動に加わり各種の労働条件改善に尽力した。同時に企業外での「反戦と平和追求」の活動に労働組合の仲間たちと共に参加してきた。こうした長年の活動を通じて、原告足立の「反戦と平

和追求」の思いは確実なものになったのである。しかしながら、安倍内閣は、日本の平和憲法の前文にある崇高な理念を根本から否定するような各種法案（特定秘密保護法、共謀罪、武器輸出3原則の改悪、安保法制）を強行し、自衛隊の大幅な組織改変と増強を実施しつつある。さらに、憲法9条を改悪して「戦争が出来る普通の国家」に日本を改造しようと目論んでいるようである。平和とは普通の人々が親から子、子から孫へそれぞれの命をバトンタッチしていける状態であると思っている。こうした信条は自分個人だけのものではなく、多くの人々に共有されていると考えている。原告足立が一番苦痛と感じているのは、こうした当然の思いが破壊されようとしていることである。更には安保法制の影響をいちばん受けやすい子ども世代、孫世代の中にはこうした事態に直面していても発言できない不利な立場にいる人が多いことである。このように安保法制は平和を破壊する可能性を高め、原告足立の苦痛を日々大きくしている。それはまさに彼の人格権の侵害というべきである。

#### イ 原告加藤結姫（番号 36）の場合

原告加藤は1972年生まれで現在46歳である。ヨガ講師をしている。自分の祖母からこの間の太平洋戦争中のことをいろいろ聞かされた。祖母は、大正末の生まれで名古屋に住んでいた。彼女には長兄が一人おり、あとは女の姉妹だけであった。その長兄は、戦争で召集されガダルカナル島の戦いで戦死したのである。戻ってきたのは中味が空っぽの遺骨箱だけであった。祖母は京都生まれの祖父と結婚した。祖父も戦争で台湾に出征したのであるが、幸いに生きて帰還した。祖父は戦争のことをあまり語らなかった。祖母は、戦争中は国内にいて愛知時計という会社に勤めていた。そこで働いているときに、米軍機が会社工場を空襲して爆撃し、機銃掃射を受けて逃げまどったということを語ってくれた。原告加藤は幼いときからそのようなことを聞か

されており、戦争になると大勢の人たちが死んだり被害を受けたりすることは恐ろしい、嫌だと思っていた。それから、戦争のことや過去の歴史を勉強したりして、ヒロシマ、ナガサキ、沖縄の被害について考えるようになった。そして、戦争は許しがたい、平和を守らなくてはならない、と考えるようになったのである。平和を軽視し、戦争を肯定する今の政治体制に疑問を持っている。原告加藤は、社会人になって東京に住んだり、沖縄で 10 年間ほど暮らしたが、現在は名古屋にもどって生活している。沖縄に住んだことがあり、沖縄に友人がいるので、沖縄の米軍基地反対運動には関心をもっている。沖縄の高江のヘリパッド基地設置に反対する非暴力の抵抗運動を、2016 年 7 月、全国から動員した機動隊によって暴力的に排除した政府のやり方には怒りがこみ上げてくる。そこで、現在「高江・辺野古……みんなの平和をまもれ！名古屋アクション」に参加して活動している。原告加藤が講師をしているヨガの思想は、よりよく生きるために殺生をしてはいけない、生命を大切にせよ、嘘をついてはいけないと教えている。戦争はそれに反するものである。再び日本を戦争をする国にしようとしている現在の安保法制は、自分にとって許しがたく心が痛むことである。それは原告加藤の人格権を侵害することである。

#### ウ 原告鷹巢辰也（番号 69）の場合

原告鷹巢は 1958 年に生まれた。現在 59 歳で税理士、社会保険労務士をしている。小学校 6 年生の時に教師に「憲法に陸海空軍その他一切の戦力はもたないと書いてあるのになぜ自衛隊があるのですか？」と聞いたことがあった。『人間の条件』『三光』を読み、今から思えば日本の戦争責任についてそれなりに真剣に考えていたのである。中学校の時には小林多喜二を読み、戦争には反対しなければならないと考えた。当時の愛知県の学校教育では管理体制が厳しく、体罰が当たり前に行われていた。そのことに強い憤りを持った。当時の教師への反発が、直接見聞きしたわけではない軍人への嫌悪感

につながったのかもしれない。高校生の時は生徒会の書記を2期務め、君が代日の丸の強制に反対し、卒業式の君が代斉唱、一同起立の時には起立しなかった。1977年に名古屋大学に入学し、古典研究会（社会科学の古典を学ぶ）に入会した。そこで先輩に誘われて労働争議の現場に連れていかれ、国際反戦デーのデモなどにも参加した。1982年から社団法人農山漁村文化協会に勤務し、しばらくは仕事に忙殺される日々であった。1992年PKO法が国会を通過したことで憲法の危機を感じ、ゴラン高原PKF違憲訴訟の原告に加わった。出張が多い日々でデモや集会にはほとんど参加できなかった。米軍思いやり予算違憲訴訟、テロ特措法違憲訴訟、イラク派遣違憲訴訟には名を連ねた。2004年農山漁村文化協会を退職した。現在すでにPKO法で自衛隊の海外派兵への道が開かれているが、今度は、集団的自衛権によって米軍と一緒に戦争をする国になろうとしている。日本はもはや立憲国家ではなく、なるという危機感を抱いており、そのことで甚だしい精神的苦痛を覚えるのである。

## (6) 平和運動に携わる原告らの被害の実情

### ア 原告平山良平（番号110）の場合

原告平山は現在70歳である。1988年8月から〈ノーモア南京〉名古屋の会の会員となり、1997年12月からは事務局として南京大虐殺の生存者の証言集会を20回、名古屋で開催した。2012年2月20日の河村市長の南京虐殺否定発言に対しては、河村市長「南京虐殺否定」発言を撤回させる会として6年前から毎月第一、第三月曜日の10時から名古屋市役所前で発言の撤回を求めるチラシ配りと、拡声器でアピールするなどの運動をしてきた。南京大虐殺に関わる市民運動に関わってから丁度30年になる。侵略戦争の兵士が命令によって鬼となることがはっきり自覚されるようになった。「1991年の湾岸戦争の戦費支出に係る市民平和訴訟・海上自衛隊掃海部隊派兵違憲訴訟」「カンボジアPKO自衛隊派兵違憲訴訟」「ゴラン高原PKF違憲訴訟」

「自衛隊イラク派兵差止請求訴訟」の4件の自衛隊海外派兵に対する違憲訴訟に、原告及び事務局員として関わってきた。新安保法制は「派兵・武力を以て国の安全を確保する」という法制であり、前時代的であり、現在及び将来にわたり日本政府が採用すべき方策ではなく日本国憲法に違反するものであることは明らかである。そのような政府の戦争法政策は原告平山の精神を甚だしく傷つけるものである。

## イ 原告藤井克彦（番号111）の場合

原告藤井は1942年に兵庫県芦屋市で生まれた。父は、戦争の激化と食料不足を考えて、1944年に一家をあげて徳島県麻植郡川島町に疎開した。原告藤井には空襲で遠く徳島市の方の空が赤く染まっているのを眺めた記憶がある。母の喉頭癌の治療の関係で、小学校3年生になる春休みに一家で大阪府吹田市に転居した。母はキリスト者であり、子どもに「貧しくても正しく生きなさい」と日頃から教えてくれた。吹田市で大学を終えるまで育ち、1965年4月に名古屋の化学会社に就職した。会社の目的は基本的には利潤の追求であり、その「資本の論理」ともいうべきものの中で生きかつ働かなければならないので、自分の理想とする「人間らしい生き方」をすることが大変困難であった。毎日が会社や社会の大勢に流されそうになる自分との闘いであった。名古屋に来てからも日本基督教団の教会に出席し、キリスト者平和運動に関わるようになった。「紀元節」復活（建国記念日制定）反対運動、被爆者援護法制定運動、靖国神社国営化反対運動などに加わった。原告藤井はキリスト者だけの運動は不十分と考え、仏教者などと「宗教者平和協議会」をつくり、憲法学者・歴史学研究者・歴史教育研究者などとも連携して集会などを行うようになった。武力で平和はつくれない、紛争を暴力・武力で解決すべきでないと考えている。そもそも日本国憲法は「専守防衛」をも否定しており、非武装平和主義であるべきなのである。自分が個別的自衛権も否定するというと「相手側が攻めてきたらどうするのだ？」という人がいるが、

そうならないようにするのが平和主義、平和外交である。したがって侵略は考えられないことであるが、仮に相手国が攻めてきたら、世界に私たちの非武装平和主義を高らかに宣言しながら、非暴力直接行動、不服従で抵抗するのである。コスタリカのように試行錯誤しながら非武装平和主義で歩む国を多くつくることも重要である。原告藤井の人間観・生き方からすると、自衛隊などが海外で武力行使をして他国の人々を殺傷することや自衛隊員が殺傷されることは、自分自身が加害者側になることでもあり、とても苦痛である。そもそも平和憲法を持つ日本が新安全保障法制を持つこと自体が、自分の生き方、考え方を否定することであって許せない。それによって傷つけられ、大変苦痛を味わっているのである。

#### ウ 原告保田泉（番号 135）の場合

原告保田は1949年に生まれ、現在 69 歳である。高校までは愛知県におり、大学は鹿児島に行った。大学では大学管理法案、ベトナム戦争をめぐって学内が騒がしくデモにも参加していた。当時、日本からベトナムに向けて米軍の戦闘機や戦車が出撃していた。日本がそのような戦争に暗黙のうちに加担しているのか、という思いが自分にはあった。自分に大きく影響を与えたのは、福岡で起こった三池闘争である。当時、石炭産業は斜陽ということで、何処の炭鉱も国策として閉鎖に追い込まれていた。三池炭鉱もその流れの中にあっただ。人員整理に反対して労働組合が抵抗する中で、労働組合の分裂が謀られた。第一組合員への差別やその家族への差別も激しくあった。会社は第一組合員の子ども達には三井炭山の敷地を通過して学校に行くことを許さず、第二組合の家族にはその敷地を開放するという露骨な姿勢を取っていた。原告保田は自分の夏休みに現地に行って第一組合員と一緒に寝泊まりして、その子ども達に父親のやっていることは間違いではないという話しをしたこともあった。このことを通じて、政府、会社は金のためには何でもすると考えるようになったのである。愛知には軍需産業も多く存在する。軍需産業は人を殺すことで生産活動を活発にするものである。そこでは個

人の人権を押さえ、平和的生存権を押さえて生産を活発化することにつながる。このことから新安保法制法の制定、施行は、戦争行為の合法化に繋がり、意味のない戦争行為に自分たちが強制的にかり出されるようになる。現政府からこのような誤った政策を押しつけられており、甚だしい精神的苦痛を感じている。

## エ 原告関久一（番号 181）の場合

原告関は 1951 年生まれの 67 歳である。大学卒業後印刷会社に入社し、定年まで 39 年間営業畑で働いた。労働組合や市民運動を進める団体などが自分の主な顧客であった。労働組合が組合員に配布する定期組合新聞や、市民団体が駅頭や住宅地などで配布するチラシなどを印刷した。国政選挙や地方選挙などでは各候補者から受注し、チラシ・ポスターなどを印刷した。また、原告関は仕事の傍ら労働組合の役員を定年まで担った。労働組合運動で会社に賃上げをはじめとする労働条件の改善を要求し、中小企業では企業の努力だけでは賃上げは困難であるために印刷産業全体の労働条件の引き上げ運動も行った。平和でなければ印刷産業は成り立たないと平和運動にも組合として力を注いだ。広島、長崎の原爆の悲劇をもう二度と繰り返さないため毎年夏に地元で平和行進を行い、広島、長崎の原水禁大会に組合員を参加させた。安保法制法によって日本は戦争ができる国になり、国家が戦争へと突き進むときに戦争反対と市民が訴えれば露骨な弾圧が想像できる。秘密保護法や共謀罪は印刷産業が担っている表現の自由を奪うものであり、戦争反対のチラシを印刷した会社も有形無形の圧力を受けると思われる。それは第 2 次大戦中など過去の歴史を見れば明らかである。国民の過半数の反対の声を無視して安保法制法を強行採決する国会を見ると、戦前の国家権力が戦争へと突き進む姿そのものである。それはまさに自分が印刷の仕事を通じて平和な日本を作ること貢献しようとする、市民の平和を求める声を広げようとする活動への攻撃であり、憤りを禁じえない。原告関は印刷会社を退職し、2012 年から組合専従職員として働いている。専従者になった時に第 2 次安倍

政権が始まり、自民公明政権は日米同盟の強化を推し進め、特定秘密保護法を成立させ、そして安保法制を強行した。原告関には安倍政権の憲法を蔑ろにする暴走ぶりは目に余った。当然のように自分の周辺の労働組合員や、小さな子どもたちの未来を危惧するお母さんや、政治には関りを避けてきた人たちが集まり始め、「憲法守れ」の声を上げた。これらの人々は毎月安保法制法の採決を強行した19日に、名古屋の栄に集まり、集会とデモで戦争法＝安保法制法反対の声をビルの谷間に響かせている。自分たち労働組合も、組合員が組合旗や宣伝カーなどを用意してデモに参加した。安保法制法は自分が平和を求め続けてきた人生に対する攻撃であり大きな憤りを感じている。自分だけではなく自分の家族、とりわけ子どもや孫が平和に暮らして行くことへの大きな危惧を抱いている。安保法制法はこれまでの人生をかけて原告関が取り組んできた社会運動を無にする暴挙であり、自分の人生を全部否定されたものであり、それによって激しい精神的苦痛を受けており、その精神的損害は計り知れない。

#### オ 原告高田洋子（番号182）の場合

原告高田は65歳の年金生活者である。安保法制法が制定されて以来、お正月がきても素直に「おめでとう」という気持ちにはなれず、年賀状を書くこともできなくなった。何故なら自国が攻撃されてもいないのに、世界のあらゆるところで戦争をしているアメリカを守るために軍事行動を共にし、そのための軍備を増強する道に日本政府が踏み出しているからである。まさに日本国憲法がいうところの「政府の行為によって再び戦争の惨禍を招く」、その方向に歩み出している。原告高田が生まれたのは戦後8年目、まだ小さかった頃、名古屋駅に行くとき腕や足を失った傷痍軍人が街頭で物乞いしているのを見た。また大学生の頃はベトナム戦争の時代であった。友人と戦争について様々の議論しているときに、原告高田が憲法9条を賞賛したのに対し、友人からは「君は、ベトナム人民に武器を捨てろというのか」と真顔で

詰問され、ベトナムと日本の違いについて考えたことがある。それが自分の内面の問題として残った。ベトナムは圧倒的な軍事力のアメリカに抵抗し、ジャングルに地下道を掘り、罠を仕掛け、手作りの武器と米兵から奪った武器で戦い抜き、原爆以外のすべての近代兵器を投入したアメリカに対して勝利を収めたのである。9条がこのような戦争まで否定しているのかは自分には解らない。自分に解るのは、73年前に先祖たちが二度と再び政府の行為によって戦争の惨禍を招くことを許してはいけないと、憲法に書いたことだけである。日本では他国からの侵略行為によって平和が脅かされる危険よりも、政府の行為によって戦争の惨禍を招く危険の方が現実的だという認識を、当時の人々は共有していたのである。原告高田は1990年代には第9条の会で活動した。この会は自分の親の世代の人々が中心になって始めたものである。彼らは、次の世代の原告高田たちに日本国憲法の大切さ、9条が私たちの幸せな生活を守っていることを教えてくれたのである。現在の自分の人格は、その会を始めた勝守夫妻や自分の母など、戦前の日本を知る多くの方々からの数え切れない教えを受けて形成されていると感じている。新安保法制法の制定、施行によって、自分のこうした人格を否定されたような苦しみを感じている。現在、安保法制法は現実の法律として存在している。だから自分はお正月がきても、年賀状を書こうとしても書けないのである。自分たちの生活を根底から規定している憲法が尊重されていないというのに、一体何がおめでたいのだろうかと思ひ、苦しんでいるのである。このような原告高田の精神的苦痛は人格権が侵害されたことによるものである。